三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留

四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部

18　［略］

三　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。

四　簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

18　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］	1　［略］
2　地上式一級火薬庫の基準	
一～四　［略］	一～四　［略］
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の維持管理状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
七　第二十四条第七号の火薬庫の内面	七　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面	七の二　火薬庫の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八　火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備	九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

三　第三十一条の二第二号の土堤の土留

四　第三十一条の二第三号の土堤の頂部

18　［略］

三　土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。

四　土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

18　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］	1　［略］
2　地上式一級火薬庫の基準	
一～四　［略］	一～四　［略］
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の維持管理状況を、目視により検査する。
六　第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔	六　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。
七　第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面	七　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。
［新設］	
八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八　火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視により検査する。
九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置	九　暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。